

採用担当者様向け

# 外国人留学生 アルバイトの 勤務時間ルール





## 01. 通常学期中の上限

入管法のルールにより、留学生のアルバイトは週 28時間までと定められています。これを超える就労は不法就労となり、本人・雇用主ともに罰則対象になる恐れがあります。

## 02. 長期休暇中の上限

夏休みや春休みなどの長期休暇期間中は、1日8時間以内、かつ週 40時間以内まで働くことが認められています。

入管法上「週」は勤務開始日から **起算して7日間でカウント** されます。

例: 月曜日から勤務を開始した場合、「週」は **月曜日～日曜日** となり、  
この7日間で**合計28時間以内** の勤務に抑える必要があります。





## 01. 入管法の規定

長期休暇中は**1日8時間以内** の就労が認められています。この時間制限は滞在資格の条件として重要です。



## 02. 労働法の規定

労働法では**週40時間以内** の就労制限があります。この「週」は**日曜日始まり～土曜日終わり** とカウントされます。



## 03. 両方の法律に従う

留学生は「入管法」と「労働法」両方の法律に従う必要があります。どちらか一方だけではなく、両方の制限を守らなければなりません。



## 04. 記録の重要性

正確な勤務時間の記録を残すことで、問題が生じた際に証拠として提示できます。

## 特殊ケース：週の途中で長期休暇が始まる場合

### 木曜日から勤務開始した留学生

「週」は木曜日～翌水曜日までの7日間で計算します。

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日

28時間

### 木曜日から勤務開始した留学生が、火曜日から長期休暇開始のケース

木・金・土・日・月：通常学期（週28時間ルール）

火・水：長期休暇開始（週40時間ルール、日曜起算）

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日

28時間

40時間



## 01. 雇用主の責任

就労可能な時間数は「雇用主側の管理責任」でもあります。留学生だけでなく、雇用主も時間管理に責任を持つ必要があります。

## 02. 長期休暇の確認

長期休暇の開始日と終了日は学校発行のスケジュール表などで正確に確認しましょう。学校によって休暇期間が異なることがあります。

## 03. 慎重な時間管理

同一の「週」の中で、学期中と長期休暇の両方のルールが混在する可能性があるため、**慎重な時間管理が必須**です。誤解や計算ミスが在留資格に影響する可能性があります。

状況	就労ルール	注意点
学期中	週28時間以内	勤務開始日から7日で計算
長期休暇中	1日8時間・週40時間以内	週は日曜～土曜で計算 ※
週の途中で休暇開始	28時間制を区別して管理	両方のルールを正確に適用

これらのルールを 守 ることで、留 学 生 は 安 心 してアルバイトに 取 り 組 むこ とが でき ます。雇用主の皆様は、留学生の在留資格を守るためにも、これらのルールを理解し、適切な勤務管理をお願いします。

※会社規定により起点日が変更されている場合もあります。

# まとめ

